

岩手県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 北上市川岸二丁目、川岸三丁目及び川岸四丁目
- 2 公共測量を実施する期間 平成24年12月14日から平成25年3月8日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）